

第 103 期 中間決算公告

平成 20 年 11 月 28 日

千葉市中央区富士見 1 丁目 11 番 11 号

株式会社 京葉銀行

取締役頭取 小島 信夫

中間貸借対照表 (平成 20 年 9 月 30 日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	42,142	預渡性預金	2,973,926
コールローン	59,872	借入金	7,797
商品有価証券	1,305	外国為替	6
有価証券	866,277	その他負債	111
貸出金	2,147,792	未払法人税等	13,367
外国為替	1,657	その他の負債	5,990
その他資産	11,271	賞与引当金	7,376
有形固定資産	50,356	役員賞与引当金	1,260
無形固定資産	285	退職給付引当金	40
繰延税金資産	20,235	退職給付引当金	13,031
支払承諾見返	19,540	役員退職慰労引当金	447
貸倒引当金	△ 15,581	睡眠預金払戻損失引当金	223
		偶発損失引当金	103
		再評価に係る繰延税金負債	6,453
		支払承諾	19,540
		負債の部合計	3,036,309
		(純資産の部)	
		資本金	49,759
		資本剰余金	39,724
		資本準備金	39,704
		その他資本剰余金	19
		利益剰余金	73,193
		利益準備金	10,055
		その他利益剰余金	63,138
		別途積立金	57,720
		繰越利益剰余金	5,418
		自己株式	△ 646
		株主資本合計	162,030
		その他有価証券評価差額金	1,528
		土地再評価差額金	5,288
		評価・換算差額等合計	6,817
		純資産の部合計	168,848
資産の部合計	3,205,157	負債及び純資産の部合計	3,205,157

中間損益計算書

〔平成20年4月1日から
平成20年9月30日まで〕

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	37,080
資 金 運 用 収 益	32,095
(うち貸出金利息)	(25,104)
(うち有価証券利息配当金)	(6,601)
役 務 取 引 等 収 益	4,344
そ の 他 業 務 収 益	359
そ の 他 経 常 収 益	280
経 常 費 用	30,761
資 金 調 達 費 用	4,202
(うち預金利息)	(4,169)
役 務 取 引 等 費 用	2,034
そ の 他 業 務 費 用	12
営 業 経 費	17,666
そ の 他 経 常 費 用	6,846
経 常 利 益	6,318
特 別 利 益	1
特 別 損 失	298
税 引 前 中 間 純 利 益	6,020
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,849
法 人 税 等 調 整 額	△ 3,387
中 間 純 利 益	3,558

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社及び子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3 年～5 0 年
その他	3 年～2 0 年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 18,758 百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13 年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13 年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

（リース取引に関する会計基準）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間財務諸表に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

（中間貸借対照表関係）

「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第44号平成20年7月11日）により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から「その他負債」中の「未払法人税等」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

なお、「その他の負債」は「その他負債」のうち「未払法人税等」以外のものの合計であります。

【注記事項】

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額 94百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,611百万円、延滞債権額は34,018百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は157百万円であります。
 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は26,356百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は66,142百万円であります。
 なお、2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は14,608百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、2,411百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 1,381百万円

担保資産に対応する債務

預金 3,393百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券141,930百万円及びその他資産103百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は2,522百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、610,578百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 38,824百万円
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は4,490百万円であります。
13. 1株当たりの純資産額 582円96銭

(中間損益計算書関係)

- 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 5,487 百万円を含んでおります。
- 当行は、千葉県内の事業用土地等 1 件の有形固定資産について減損損失を計上しております。
これらの事業用土地等は使用範囲又は方法の変更により、資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額 234 百万円（土地 138 百万円、建物 85 百万円、その他の有形固定資産 10 百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。
当行の資産のグルーピングは、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位で、遊休資産については各資産単位で行っております。また、本部・本店、事務センター、研修所、寮・社宅等については共用資産としております。
回収可能額は正味売却価額により測定しており、資産の重要性を勘案し、主として路線価を基にした評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。
- 1 株当たり中間純利益金額 12 円 28 銭

(有価証券関係)

- 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成 20 年 9 月 30 日現在）

	中間貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
国債	50,100	51,511	1,410
社債	14,393	14,370	△ 22
その他	2,000	1,604	△ 395
合計	66,493	67,485	992

(注) 時価は、当中間期末における市場価格等に基づいております。

- その他有価証券で時価のあるもの（平成 20 年 9 月 30 日現在）

	取得原価（百万円）	中間貸借対照表 計上額（百万円）	評価差額（百万円）
株式	63,259	55,456	△ 7,803
債券	728,246	738,617	10,370
国債	574,795	583,913	9,118
地方債	81,884	82,633	749
社債	71,566	72,069	503
合計	791,506	794,073	2,567

(注) 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

- 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成 20 年 9 月 30 日現在）

内容	金額（百万円）
満期保有目的の債券 非上場国内事業債	1,140
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式	94
その他有価証券 非上場株式	972
非上場国内事業債	3,350

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	12,519 百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	5,269 百万円
減価償却費損金算入限度額超過額	1,614 百万円
賞与引当金損金算入限度額超過額	509 百万円
その他	1,545 百万円
繰延税金資産小計	<u>21,459 百万円</u>
評価性引当額	<u>△ 185 百万円</u>
繰延税金資産合計	21,273 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>△ 1,038 百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>△ 1,038 百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>20,235 百万円</u>

(自己資本比率)

銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、11.26%であります。

第 103 期 中間決算公告

平成 20 年 11 月 28 日

千葉市中央区富士見 1 丁目 11 番 11 号
株式会社 京葉銀行
 取締役頭取 小島 信夫

中間連結貸借対照表 (平成 20 年 9 月 30 日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	42,335	預 金	2,973,359
コールローン及び買入手形	59,872	譲 渡 性 預 金	6,900
商品有価証券	1,305	借 用 金	6
有 価 証 券	867,298	外 国 為 替	111
貸 出 金	2,147,380	そ の 他 負 債	15,890
外 国 為 替	1,657	賞 与 引 当 金	1,271
そ の 他 資 産	13,736	役 員 賞 与 引 当 金	40
有形固定資産	50,374	退 職 給 付 引 当 金	13,179
無形固定資産	290	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	459
繰延税金資産	20,464	利 息 返 還 損 失 引 当 金	46
支払承諾見返	19,540	睡眠預金払戻損失引当金	223
貸倒引当金	△ 16,027	偶 発 損 失 引 当 金	103
		再評価に係る繰延税金負債	6,453
		支 払 承 諾	19,540
		負債の部合計	3,037,584
		(純資産の部)	
		資 本 金	49,759
		資 本 剰 余 金	39,735
		利 益 剰 余 金	74,007
		自 己 株 式	△ 667
		株 主 資 本 合 計	162,834
		その他有価証券評価差額金	1,530
		土 地 再 評 価 差 額 金	5,288
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	6,819
		少 数 株 主 持 分	990
		純 資 産 の 部 合 計	170,644
資 産 の 部 合 計	3,208,229	負債及び純資産の部合計	3,208,229

中間連結損益計算書

〔平成20年4月1日から
平成20年9月30日まで〕

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	37,573
資 金 運 用 収 益	32,236
(うち貸出金利息)	(25,242)
(うち有価証券利息配当金)	(6,605)
役 務 取 引 等 収 益	4,522
そ の 他 業 務 収 益	539
そ の 他 経 常 収 益	274
経 常 費 用	31,219
資 金 調 達 費 用	4,200
(うち預金利息)	(4,168)
役 務 取 引 等 費 用	2,023
そ の 他 業 務 費 用	440
営 業 経 費	17,423
そ の 他 経 常 費 用	7,131
経 常 利 益	6,353
特 別 利 益	8
償 却 債 権 取 立 益	8
特 別 損 失	298
固 定 資 産 処 分 損	64
減 損 損 失	234
税金等調整前中間純利益	6,063
法人税、住民税及び事業税	5,931
法人税等調整額	△ 3,423
少数株主損失	20
中 間 純 利 益	3,576

【中間連結財務諸表の作成方針】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 5社

株式会社京葉銀オフィスサービス

株式会社京葉トランスポート

株式会社京葉銀カード

株式会社京葉銀保証サービス

株式会社京葉銀キャリアサービス

(2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 5社

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

【会計処理基準に関する事項】

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 19,186 百万円であります。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

7. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

8. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13 年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13 年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

9. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結される子法人等が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積もり計上しております。

11. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

12. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

13. 外貨建資産・負債の換算基準

当行並びに連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

14. リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

15. 重要なヘッジ会計の方法

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

16. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間連結財務諸表に与える影響はありません。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は5,628百万円、延滞債権額は34,287百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は239百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は26,356百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は66,511百万円であります。
なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、14,608百万円であります。
- ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、2,411百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	1,381百万円
担保資産に対応する債務	預金	3,393百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券141,930百万円及びその他資産103百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は2,556百万円であります。
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、623,233百万円であります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法（平成 3 年法律第 69 号）第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 38,911 百万円
11. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 4,490 百万円であります。
12. 1 株当たりの純資産額 585 円 88 銭

（中間連結損益計算書関係）

1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額 5,761 百万円を含んでおります。
2. 当行は、千葉県内の事業用土地等 1 件の有形固定資産について減損損失を計上しております。
これらの事業用土地等は使用範囲又は方法の変更により、資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額 234 百万円（土地 138 百万円、建物 85 百万円、その他の有形固定資産 10 百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。
当行の資産のグルーピングは、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位で、遊休資産については各資産単位で行っております。また、本部・本店、事務センター、研修所、寮・社宅等については共用資産としております。
回収可能額は正味売却価額により測定しており、資産の重要性を勘案し、主として路線価を基にした評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。
3. 1 株当たり中間純利益金額 12 円 34 銭

（有価証券関係）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成 20 年 9 月 30 日現在）

	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
国債	51,100	52,511	1,410
社債	14,393	14,370	△ 22
その他	2,000	1,604	△ 395
合計	67,493	68,485	992

（注）時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照 表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	63,259	55,456	△ 7,803
債券	728,246	738,617	10,370
国債	574,795	583,913	9,118
地方債	81,884	82,633	749
社債	71,566	72,069	503
その他	74	113	39
合計	791,580	794,187	2,606

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

	金額 (百万円)
満期保有目的の債券	
非上場国内事業債	1,140
その他有価証券	
非上場株式	973
非上場国内事業債	3,350

(自己資本比率)

銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は、11.36%であります。